

川崎市交通局バス運行情報提供システム検討委員会設置要綱

平成18年4月1日付
18川交経企第6号

(目的及び設置)

第1条 道路状況等により左右されるバス特有の時刻の不安定な面を解消し、利用者の拡大を図るサービスとしてのバス運行情報提供システム(以下「システム」という。)の導入・展開等を的確に遂行するため、川崎市交通局バス運行情報提供システム検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) システムの導入・展開計画の策定に関すること。
- (2) システムと他システムとの連携と整合性の検討に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、自動車部運輸課長をもって充てる。
- 3 委員は、企画管理部庶務課、経営企画課及び自動車部管理課、お客様サービス課、安全指導課の長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要と認めるときに関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討委員会に、第2条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、座長及び委員をもって組織する。

3 ワーキンググループの座長及び委員は、委員長が必要に応じて指名する。

4 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、自動車部運輸課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 バス運行状況情報提供システム検討委員会設置要綱(平成15年10月29日付15川交経企第73号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。